

# 令和6年度産直ECサイトを活用した生産者の販路拡大支援業務委託仕様書

## 1 本業務の趣旨

コロナ禍で急速に拡大した産直ECサイト市場は、コロナ禍が収束した現在においても規模を拡大し、生産者の収益の拡大につながり得る販路の一つとして定着しつつある。

本業務は、多くの消費者を抱える産直ECサイトの活用を生産者に促し、販路拡大を支援することで、農家所得の向上及び県産農畜産物の認知度向上を図るものである。

## 2 業務の名称

令和6年度産直ECサイトを活用した生産者の販路拡大支援業務

## 3 事業費（1事業者分）

6,000千円（消費税及び地方消費税相当額込み）とする。

※上記を1事業者分の事業費として、2事業者を選定する。

## 4 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

## 5 業務の内容

### （1）送料割引等の施策の実施

群馬県内生産者の商品の販売促進を図るため、送料割引等の施策を実施することとし、次の条件を参考に企画を提案すること。また、提案企画を実施したことで得られる効果（見込み）とその理由も併せて示すこと。

#### ア 対象

原則、群馬県内にはほ場のある県内生産者が出品した商品を対象とすること。

#### イ 時期及び割引金額

基本的には年間を通して実施できるように1件あたりの割引金額などを提案すること。

#### ウ 実施内容

県産農畜産物の特色を踏まえ、各月又はシーズン毎にキャンペーン期間を定めるなど、県内生産者の商品に注目が集まるよう実施内容を工夫し、県と協議の上、決定すること。

#### エ 周知方法

実施するキャンペーンごとに産直ECサイト内への掲載やメールマガジンの配信等周知方法を工夫した上で、周知すること。

#### オ 費用

本施策の総額は330万円以上（手数料等間接費は除く）とする。

なお、最終的な費用総額は、企画提案後、県と協議の上、決定することとする。

## カ その他

他業務で余剰となった費用は、本施策に割り振ることとする。

### (2) 群馬県産農畜産物をPRする定期便等の商品の販売について

産直ECサイト内で群馬県産農畜産物をPRする定期便等の商品を開発し、販売すること。

#### ア 企画内容

群馬県産農畜産物の認知度向上及び購入のきっかけとなる内容とすること。

また、生産者の個人的な商品の宣伝やPRとならないよう工夫すること。

(例：他県の有名な品種との食べ比べセット、夏野菜の詰め合せセットなど)

#### イ 品目

産直ECサイト内で人気の高い品目や定期便とすることで販売が伸びる品目など選定理由を明らかにした上で提案すること。また、生産者を複数選定できる品目が望ましい。

#### ウ 生産者の選定

事業者側で候補を選定し、選定理由も含め、提案すること。

#### エ 時期

選定した品目の旬の時期を考慮の上、決定すること。

#### オ 周知方法

受託事業者が所有する産直ECサイトやSNS、登録者向けのメールマガジン等での広報を行い、効果的なタイミングや内容を考慮して実施すること。

### (3) データの収集・分析

更なる販路拡大を図るため、上記業務の過程で収集したデータを分析するとともに、毎月定例会を開催し、その内容について県と意見交換を行うこと。

#### ア データ収集

以下のデータについて収集すること。

- ・県内生産者の産直ECサイトへの登録状況（県内生産者数、属性）
- ・県内生産者の出品状況（品数）
- ・県内生産者の販売状況（販売数、販売金額、購入者の属性（都道府県名）など）
- ・送料割引等の施策の実施状況
- ・その他必要と認められる内容

#### イ 分析

収集したすべてのデータはグラフや表を用いて分析すること。また、上記アで収集したデータのうち、有機農業（有機農産物）に関するデータを別途取りまとめること。分析したデータについて、県へ提出するとともに、県内生産者へフィードバックすること。

### (4) 広報活動

受託事業者が所有する産直ECサイト等での広報を行い、効果的なタイミングや内容を考慮して実施すること。その他、本事業を広く周知するための広報を実施すること。

### (5) その他

本業務を実施するに当たり、より効果的な方法がある場合は、その旨提案すること。

## 6 目標設定

以下の項目を参考に、本業務におけるK P Iを設定すること。また、その他本業務に関連するもので、適切な指標等あれば設定の上、提案書に記載すること。ただし、K P Iの最終決定は契約締結後、県と協議の上行うものとする。

### 【K P I 設定項目】

- (1) 提案事業者のE Cサイト内における群馬県内登録生産者数  
(記載例：昨年度比●割増加、●人増加など)
- (2) 提案事業者のE Cサイト内における群馬県内登録生産者のうち有機農業に取り組む生産者数  
(例：昨年度比●割増加、●人増加など)
- (3) 提案事業者のE Cサイト内における群馬県内登録生産者の販売金額  
(例：昨年度比●割増加、●人増加など)
- (4) その他本業務に関連するもので、事業効果のわかる適切な指標

## 7 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書を提出する。

- (1) 業務完了年月日
- (2) 各業務の実施内容
- (3) 県内登録生産者一覧、送料割引等の施策の利用者数、県内登録生産者の販売実績等  
※有機農業（有機農産物）に関する実績は別途記載すること。
- (4) H PやS N Sへの掲載内容及び閲覧数等
- (5) 委託業務に関するまとめ、K P Iの達成状況とそれを踏まえた課題抽出及び考察
- (6) 実施費用内訳
- (7) その他本業務に関連するもので、県が指示する内容

## 8 留意事項

### (1) 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で制作した成果物の著作権及び使用权は、受託事業者に留保されるもの（受託事業者が従来から権利を有していた受託事業者固有の知識、技術等に関する権利等）を除き、県に帰属するものとする。

また、受託事業者は、本業務で県に帰属することとなる著作権に関する著作権者人格権を行使せず、また、受託事業者の従業員が、これらの権利を有する場合には、この者が著作権者人格権を行使しないために必要な措置をとるようにすること。

### (2) 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は、保持しなければならない。また、本業務に関し、受託事業者が県から受領した資料等は、県の承諾なしに公表及び使用してはならない。

### (3) 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。なお、本業務で個人情報を集

める場合には、必ず、個人情報の取り扱いに関する文章を示すこと。

**(4) その他**

- ア 県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- イ 委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。
- ウ 仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。
- エ 事業の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- オ 本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後5年間保管すること。